

第●条（契約解除）

当院は、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに入院契約を解除することができる。

- ① 患者が、職員や他の利用者の生命又は身体に重大な被害を生じさせる言動、またはその危険がある言動を行い、当院が当該言動を悪質と判断した場合
- ② 患者の言動が、職員や他の患者の生命又は身体に重大な被害を及ぼすおそれがあり、かつ現実的に取りうる予防策によって被害を未然に防止することが困難であると当院が判断した場合
- ③ （略）